岐阜県知事

古

田

平成二十四年八月二十一日

> 一時間 一時間

(ただし、 (ただし、

継続受講者は、 継続受講者は、

四十分)

四十分) 四十分

一時間

(ただし、継続受講者は、

岐 阜

県

公 報

毎週

(金曜日)

発行

0

示

日

号

0

第2372号 岐 阜 県 公 報 平成24年8月21日 (564)Ξ 五 岐阜県告示第三百八十一号 者に対する講習として、次のとおり指定します。 2 1 クリーニング業法 (昭和二十五年法律第二百七号) 第八条の三の規定による業務従事 4 3 受講申込手続及び受付期間 講習の種類 財団法人全国生活衛生営業指導センター 主催者の名称及び所在地 平成二十四年八月二十一日 五千円 研修受講料 通信制で行う講習 東京都港区新橋六丁目八番二号 平成二十四年十二月十六日 (日 平成二十四年十一月三十日 (金) 受付期間 受講申込手続 受付締切年月日 受付開始年月日 申込先 岐阜市薮田南五丁目一四番一二号 シンクタンク庁舎三階 受付方法 郵送又はファクシミリ 岐阜市薮田南五 多治見市上野町五 六八 東濃西部総合庁舎 ふれあい福寿会館 (岐阜県県民ふれあい会館) 美濃市生櫛一六一二 二 財団法人岐阜県生活衛生営業指導センター事務局 ファクシミリ番号 〇五八 二七四 八〇一一 四五三 平成二十五年一月三十一日 (木 平成二十五年一月十日 (木) 岐阜県知事 古 田 = Ξ のように公表する。 六 四 同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項を次 岐阜県告示第三百八十二号 五 2 区域及び期間 3 2 森林病害虫等防除法 (昭和二十五年法律第五十三号) 第五条第四項において準用する 森林病害虫等の種類 受講対象者 講習受講料 行うべき措置の内容 平成二十四年八月二十一日 四千五百円 郡御嵩町一円 茂郡坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村並びに可児 老郡養老町、不破郡垂井町及び関ケ原町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町、 茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養 へき地に居住する者、身体障がい者その他知事が認めた者 講習会の科目及びレポート課題 期間 平成二十四年十月一日から一年間 洗濯物の受取、保管及び引渡し 岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加 繊維及び繊維製品 洗濯物の処理 衛生法規及び公衆衛生 レポート提出締切年月日 平成二十五年二月二十八日 (木 岐阜県知事

古

田

(565)

四 所在する地域を所管する農林事務所長に届け出て承認されたときは、この限りでない。 を行う場合であって、事前に移動場所、期間、数量及び駆除予定時期を、伐採木等の 松くい虫を防除し、検査した後でなければ移動させないこと。 ただし、特別伐倒駆除 幹及び枝条 (用材及び薪炭材であるものを含む。) 並びにこれらの包装をいう。) は、 命令をしようとする理由 松くい虫が付着している伐採木等 (伐採された樹木その他土地から分離した樹木の

の周辺の松林に損害を与えるおそれがあるため。 て、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、一の1の区域及びそ 一の1の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみ

五

域を所管する農林事務所を経由して知事に不服を申し立てることができる。 から二週間以内に、理由を記載した書面をもって、三に掲げる伐採木等の所在する地 の1の区域内において三に掲げる伐採木等を所有する者は、この公表の告示の日

岐阜県告示第三百八十三号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十四年八月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十四年八月二十一日

岐

岐阜県知事 古 田

県道		類の道 種路
真上 白 砂線 線		路 線 名
一番一地先まで同の市が見町屋一丁目四	番一地先から岐阜市芥見大退二丁目六	区間
後	前	別前変区 後更域
二· 二· 二· 六	====================================	ル (メー ト 幅
1,0%1,0	1.0%1.0	ル _{(メート} ト長
		備

岐阜県告示第三百八十四号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十四年八月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十四年八月二十一日

岐阜県知事

古

田

県道		類の道 種路
関岐 ケ 原 線		路線名
で	(五九一番三) から 相斐郡大野町大字本庄字	区間
後	前	別前変区 後更域
= = = 0	三 三 三 5 0	ル (メー ト 幅
五五六• ○	五五六• ○	ル (メート 長
		備
		考

岐阜県告示第三百八十五号

開始するので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、道路の供用を

維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十四年八月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十四年八月二十一日

岐阜県知事 古 田

名		
区		
E	•	
ル ₍ 延 ンメート長		
の期日	供用開始	
ほ示変 か年更) 月の 日告	決 ₍ 備 定区 又域 はの考	

類の道 種路

路

用を開始するので告示する。

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

なお、

維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十四年八月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路

岐阜県告示第三百八十七号

J.	
真上自砂金線	
一地先まで同の一本の一世の一番	地先から 岐阜市芥見大退二丁目六番一
1、0公十0	
声へ当	平 成
一点	平 成

岐阜県告示第三百八十六号

開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、道路の供用を

維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、 平成二十四年八月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十四年八月二十一日

岐阜県知事 古 田

県道	類の道 種路
車公岐 道園中 線自小 転倉	路線名
無番地先 (四四番地) まで同 市芥見大退二丁目官公有無番地先 (一番地) から無番いから	区
一 二 四 五	ル _{(メ} メート長
三平 • 成 ○二	の期日
≕平 • 成 ≕	ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

岐

肈

県道 類の道 種路 関ケ 原 線 線 路 線 名 X

平成二十四年八月二十一日

岐阜県知事 古 田

肈

三) から 田官公有無番地先 (五九一番田官公有無番地先 (五九一番 起九四一番二地先まで安八郡神戸町大字丈六道字手 閰 ル一延 ゚゙゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚ 垂☆○ ト長 崇**平** ・成 ぐ = の 供用開始 期 日

ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

崇平 ・成 () 二

平成二十四年八月二十一日

岐阜県知事

古

田

提出することができる。

き事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべ 通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定により大規模

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

公

示

なお、その届出書等は平成二十四年八月二十一日から四月間岐阜県商工労働部商業流

届出年月日

平成二十四年八月九日

古

田

執行部控室

平成二十四年八月二十一日発行

発 発 行 行 所 者

庁 県

編

集

岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 一

岐 阜 文 芸 社